

審判員及び役員の帯同制に関する派遣要綱

(目的)

第1条 この要綱は、北海道トランポリン協会規約第4条に基づき、北海道ジュニア選手権大会・北海道選手権大会・北海道年齢別選手権大会を運営するにあたり、大会開催地の経費の負担及び競技役員の人員確保を軽減するため、必要な事項を定めるものである。

(派遣数)

第2条 第1条の大会に選手を参加させる団体は、次のとおり審判員及び役員を派遣しなくてはならない。

2 帯同制審判員

審判の帯同は審判義務講習を受講し、各地区の大会を1回以上経験した者を帯同審判とすること。

また、2種以上は2年以内に審判講習会で研修したか、全道規模以上で審判業務に就いたものが望ましい。

- (1) 出場者3名以上6名までは、審判員1名
- (2) 出場者7名以上14名までは、審判員2名
- (3) 出場者15名以上は、審判員3名

3 帯同制役員（スポッター兼 感染防止役員）

- (1) 出場者5名以上7名までは、役員1名
- (2) 出場者8名以上10名までは、役員2名
- (3) 出場者11名以上14名までは、役員3名
- (4) 出場者15名以上は、役員4名

(報告)

第3条 帯同制審判員及び帯同制役員の氏名については、大会参加申込時に大会事務局まで報告しなくてはならない。

2 帯同制審判員については、日本体操協会公認の審判員でなければならない。

審判業務にあたるものは、大会前日までに日本体操協会へ審判員登録を完了していなければならない。

3 帯同制役員については、極力高校生以上の男性を派遣しなければならない。また、消毒作業を行う。

服装は競技規則(6.7)に準ずる服装であること。(運動着・運動靴)

(違約金)

第4条 審判員を派遣できない団体は違約金として審判員1名につき2万5千円を参加申込手続きと同時に大会事務局まで納入しなければならない。

2 同様に帯同制役員においては、1名につき1万円を納入しなければならない。

3 帯同制審判員において1日のみの出役の場合、1万5千円を納入するものとする。

(経費)

第5条 帯同制審判員及びスポッターの派遣に関する旅費等の経費は、各団体で負担するものとする。

2 大会期間中の昼食は、大会開催地で負担するものとする。

3 協力審判員には日当を、派遣審判員には旅費及び日当を支払うものとする。

(その他)

第6条 参加人数等の関係上、それぞれの派遣人数が必要数より下回った場合の対応

(1) 審判員が18名を下回った場合は、開催地が下回った人数の確保を道協会審判部と協議の上、責任をもって行なうものとする。

(2) 帯同制役員が24名を下回った場合は、開催地で下回った人数を確保するものとする。

ダブルスポッターの申請

2 参加人数等の関係上、それぞれの派遣人数が必要数を上回った場合の対応

(1) 審判員が18名を上回った場合は、北海道協会審判部と開催地で協議の上、上回った審判には交代で審判業務を行うか、審判員以外の競技役員の業務を行なう。(本部記録・フロマネ・スポッター・審判補助員・感染防止役員等)

(2) 帯同制役員が24名を上回った場合は、開催地で協議の上、上回った人数の方には交代でスポッター業務に就くか、スポッター以外の競技役員の業務を行なう。(本部記録・フロマネ・審判補助員等)

(附 則)

- 1 この要綱は、平成26年2月9日から施行する。
- 2 帯同制審判員及びスポッターに関する派遣要綱（平成11年4月1日制定）は廃止する。
- 3 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。（一部改正）
- 4 令和3年5月1日 コロナ禍においてスポッターを帯同制役員としてスポッターと感染防止役員を兼務する。